S37.2.21　　昭和33(あ)1413

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
己むを得ない	已むを得ない	2	11
住民大衆との両者	住民大衆の両者	4	19
経営者にとっても	経営者にとって	5	21
エネルギー源	エネルギ一源	6	3
課せられる	課せらる	7	15
後見的役割	後目的役割	10	20